平成２７年（フ）第１３１１号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目17番10―202号
債務者　四元　和恵
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７３号
札幌市北区新琴似10条６丁目１番16号　ハイツ中原201号
債務者　工藤　涌子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８６号
札幌市中央区南７条西２丁目２番地　くぼたビル405号
債務者　加藤美喜雄
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８９号
札幌市手稲区稲穂２条８丁目１番３―301号
債務者　小笠原智美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９４号
札幌市北区新琴似７条10丁目４番11号　多摩ハイツ202号
債務者　内野　正喜
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９７号
札幌市中央区南13条西６丁目５番３―502号
債務者　静　　智美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２２号
札幌市中央区南６条西25丁目２番17―413号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３３号
札幌市豊平区美園７条６丁目２番18号　サザンフィールド美園303号
債務者　佐々木絵梨
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４０号
札幌市西区八軒10条西２丁目２番22号　サニーコーポ１Ｆ左
債務者　清松　禎子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４５号
北海道千歳市信濃３丁目29番15―502号　フェリス千歳
債務者　渡邊美由紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５３号
札幌市白石区本郷通13丁目南３番５―107号、住民票上の住所札幌市中央区宮の森１条10丁目３番48―201号
債務者　佐孝　俊哉
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６０号
札幌市白石区平和通15丁目北４番８―103号
債務者　佐々木麻由子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０４号
札幌市中央区南６条西12丁目1285番地３　フィオーレ参番館407号
債務者　高橋友美子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２号
山形県酒田市東泉町３丁目９番地の10　センリタウンＡ号
債務者　守屋　巧規
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１９２号
群馬県伊勢崎市五目牛町326番地１
債務者　菊池　宗和
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９３号
群馬県伊勢崎市五目牛町326番地１
債務者　菊池由佳里
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０６号
群馬県前橋市三河町２丁目４番１―316号　ライオンズマンション前橋
債務者　髙**橋**　恒人
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係